

令和5年第10回
笠間市農業委員会総会会議録

令和5年10月30日 開会
令和5年10月30日 閉会

笠間市農業委員会

令和5年笠間市農業委員会第10回定例総会

[令和5年10月30日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
 - 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第7 議案第5号 非農地証明願について
 - 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第10 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
 - 日程第11 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
 - 日程第12 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第13 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
 - 日程第14 報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第5号 非農地証明願について
- 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

- 日程第10 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
- 日程第11 報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
- 日程第12 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第13 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
- 日程第14 報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

出席委員

1番	埜 博光君	11番	鶴田英樹君
2番	高野尚夫君	12番	長谷川 隆君
3番	青木勝照君	13番	山口忠栄君
4番	石川 馨君	14番	小沼 祐君
5番	伊藤孝洋君	15番	込山祐一君
6番	柳橋 泰君	16番	大橋正義君
7番	入江保夫君	17番	佐藤清章君
8番	長谷川愛子君	18番	田山悦子君
9番	國谷博隆君	19番	永田良夫君
10番	菅井 亘君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋 猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷清二君
農業委員会事務局主査	廣瀬美和子君

午後1時30分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまから令和5年第10回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により3番青木勝照委員、並びに4番石川馨委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の60について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 申請番号60番について、御報告いたします。

10月23日、指名調査委員全員、譲受人、譲渡人立会いの下、現地確認を行いました。

届出場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

現地場所は、福原、田上集落センターから南西に直線で500メートル行ったところですが、申請理由としては、譲受人は自作地に隣接し耕作に便利のため、譲渡人は譲受人の要望に応じるとのことです。

譲受人は、作物を栽培するために必要な農機具はそろっており、さらに申請に関する書類等も完備されていることから、許可相当と判断されます。御審議をお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の61について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 申請番号61につきまして、報告いたします。

10月24日午前9時より、指名調査委員2名と買受人立会いの下、現地調査を行いました。申請地、申請人、目的等は、議案書のとおりです。

場所は、小原神社の十字路を内原方面に200メートルぐらい行ったところを左折し、さら

に200メートルぐらい行った畑地です。南側は道路、西側は住宅、北側は住宅と畑地、東側は畑地の平らな栗畑です。渡人は、高齢化により作業ができなくなったということです。受人は、渡人の希望により買い受け、規模拡大をしたいということです。

買受人は、認定農業者で専業農家ですから、現在、栗が植わっていますので、さらにその栗を作って規模拡大をするということです。書類等も整っておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の62について、議席番号6番、12番委員より調査報告願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号62について、調査結果を報告します。

10月24日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線をグリーンファームから西に200メートルです。譲受人の申請理由は、経営面積の拡大を図り、経営の安定を図るということです。現状、栗を作っています。栗が植えてありました。畑の耕作は、そのまま栗を行うということです。

農機具については、トラクター、軽自動車を保有しています。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の60から62につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

○5番（伊藤孝洋君） 5番。申請番号62の件について、渡人と経営内容がまるっきり白紙なんですけど、この点はどういうふうになっているか。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から御説明させていただきます。

公売案件であるため、渡人についての情報は入ってございません。

以上でございます。

○5番（伊藤孝洋君） 分かりました。

○議長（永田良夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の12について、議席番号7番、16番委員より調査報告願います。

○16番（大橋正義君） 番号12について報告します。

10月23日、調査委員2名と申請人、申請代理人立会いの下、現地調査をしてきました。

場所は、県道109号線北関東道の下をくぐって、涸沼川のすぐ近くでした。申請理由は、北東側が丘になっていて、湧き水により農地の湿田化を防止し、耕作の利便性を図るため、排水路を設置したとのことでした。

この件は、平成14年に工事は終わっていて、事業は完了していました。周辺への影響もなく、また始末書も添付されていて、関係書類も完備されております。許可相当と判断します。よろしく願います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号の3について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 申請番号3について、御報告いたします。

10月23日、指名調査委員全員、申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。

現地場所は、笠間警察署福原駐在所から稲田小学校へ150メートル進行した右側の遊休地です。

この件につきましては、2022年12月に太陽光発電施設を建設するために申請があった場所です。今回、取消し申請理由として、当初、業者が近隣の住民に挨拶に行った際、反対等の意見はなかったんですが、その後、電力の電柱等を建設するためやり取りを行っている中で、反対意見が出てきました。最終的に農地転用を取りやめることにしたとのことです。

取消しを受けようとする土地の利用状況及び今後の土地利用計画は、従前どおりに畑として使用することです。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の97について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号97番につきまして、調査の結果を御報告いたします。

去る10月26日に、指名調査委員全員と貸人、借人の代理行政書士立会いの下、また借人の現場監督立会いの下、現地を調査してまいりました。申請地、申請人、申請内容につきましては、議案書のとおりであります。

現地は、県立笠間高校の涸沼川を挟んだ反対側の西側にある地点です。以前は、リンゴなんかを作られていたところがあったんですが、きれいにリンゴは伐採されて、掃除されていました。草原の状態が管理された状態になっていました。借人の理由としましては、県発注の涸沼川改修のための資材置場に借用するということでもあります。貸人は、高齢の

ため管理ができないので、要望に応えるということでもあります。

計画面積等は、必要最小限の面積と考えられます。その他付近の農地への影響等はないと見てまいりました。権利関係は賃貸借ということでもあります。

以上から、許可相当と判断しますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の98、99及び100について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（埴 博光君） 番号98につきまして、調査の結果を報告いたします。

10月21日、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。代理人とは都合が合わず、電話にて確認いたしました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。転用目的は、その他の工事用道路です。権利の移転内容は、使用貸借です。

場所は、国道50号線石井信号を北へ2キロメートルほど行った右側のところです。申請事由ですが、譲受人は太陽光発電所設置工事用通路として使用したい、譲渡人は譲受人の申入れを受諾し、応じることにしたとのことです。

周辺農地への影響ですが、地面上に敷き鉄板を一時的に敷くだけなので影響はないと考えて、見てまいりました。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

続きまして、番号99につきまして、調査の結果を報告いたします。

10月21日、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。代理人とは、電話にて確認をいたしました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。権利の移転内容は売買です。

場所は、国道50号線石井信号を北へ2キロメートルほど入った右側のところでした。申請事由ですが、譲受人は収益向上を図るため発電所の新設用地として取得したい、譲渡人は譲受人の申入れを受諾し、太陽光発電所用地として譲り渡したいとのことです。

周辺農地への影響ですが、近隣には日照、通風においては何ら支障を来すことはないと考えております。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

続いて、番号100について、調査の結果を報告いたします。

10月21日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。権利の移転内容は、売買です。

場所は、国道50号線石井信号を宇都宮方面へ3キロメートルほど入った右側のところでした。申請事由ですが、譲受人は収益向上を図るため発電所の新設用地として取得したい、譲渡人は譲受人の申入れを受諾し、太陽光発電所用地として譲り渡したいとのことです。

周辺農地への影響ですが、近隣には日照、通風においては何ら支障を来すことはない

見てまいりました。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の101、102について、議席番号7番、16番委員より調査報告願います。

○16番（大橋正義君） 番号101について、報告します。

10月23日、調査委員2名と申請人、申請代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

先ほどの4条申請12と関連しています。申請理由は、受人の農地を湧き水による湿田化から防止し、耕作の利便性を図るため、渡人の承諾を受け排水路を設置したが、今回、排水路地の一部である申請地を譲り受けたいということです。渡人は、受人の希望により譲渡するとのことです。

周辺への影響はありません。関係書類も完備されており、許可相当と判断します。

続きまして、102について報告いたします。

10月23日、調査委員2名と申請代理人立会いの下、現地を調査してきました。申請理由は、太陽光発電設備を設置するための売買です。

隣接地は、北側は田んぼ、南側は太陽光発電施設、東側は道路、西側、畑と原野でした。雑草管理は年2回、草刈り及び除草剤を使用し、管理するとのこと。周辺環境への影響もないと思います。関係書類もそろっており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の103、104及び105について、議席番号17番、18番委員より調査報告願います。

○17番（佐藤清章君） 調査番号103、104について、結果を報告いたします。

まず、調査番号103について、調査結果を報告いたします。

10月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、鯉淵の柿橋公民館のところの交差点を北へ300メートル進み、石橋内科医院のところを東へ100メートルほど入った左側です。譲受人の申請理由は、アパートの建築により地域の活性化を図るとともに、老後の安定的な家賃収入を得たいとしております。譲渡人の理由は、高齢になってきたため農地の維持が困難になり、譲渡したいとしております。権利関係は売買で、埋立ての計画はありません。

隣接地への状況は、東側、西側、北側が宅地、南側が公道となっており、周囲に農地はなく、隣接地への日照、通風等に影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、汚水、雑排水については公共下水道、雨水については敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、調査番号104について、調査の結果を報告いたします。

同じく10月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、鯉淵のひたち野ゴルフセンター西側の西飯田バス停のところを、北へ400メートルほど入った左側です。譲受人の申請理由は、賃貸住宅に居住していたが、子供夫婦と同居することになり、二世帯住宅を建築したいとしております。譲渡人の理由は、譲受人から購入したいとの申出があり、要望に応じるとしてしております。

隣接地への状況は、東側、南側が市道、西側が譲渡人の畑、北側が宅地と畑となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、汚水、雑排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 18番。

○18番（田山悦子君） 番号105につきましては、調査の結果を御報告いたします。

10月24日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人には、電話にて確認しております。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、しまむら友部店を西へ100メートルほど進んだところを、右折した先すぐの左手になります。譲受人の事由は、現在、笠間市内の借家に夫婦と子供1人と住んでいますが、資金計画、子育て等を考え、当該地は妻の実家に近く、立地や周辺の環境もよいことなどから、自己住宅を建てたいとしております。譲渡人の事由は、高齢となり今後農地を管理し続けるのが難しくなり困っていたところ、住宅用地として需要があると知り、承諾することにしたいとしております。権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側が道路、西側は畑、南側、北側につきましては、申請書の公図は畑となっておりますが、現在は南側には家が建っており、北側は分譲中となっていることから、周辺への影響はないものと見てまいりました。取水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水は公共下水道を利用し、雨水につきましては浸透ます、碎石敷きにより敷地内処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の106について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号106番について、調査結果を報告いたします。

10月28日、指名調査委員と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線から笠間市岩間運動公園広場、旧岩間一中脇を道なりに500メートルぐらい行った土地改良した田の脇を左に曲がり、150メートルぐらい行った左側の土地

です。なお、この土地は、令和2年に一時転用として申請し許可された土地で、再度申請するものです。

譲受人の目的は、お墓参りに来た者の駐車場として引き続き利用するとのことです。譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

雨水は、敷地内自然浸透です。隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。権利関係は、賃貸借に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の106につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の105につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の8について、議席番号5番、8番委員より調査報告願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号8について、調査の結果を報告いたします。

去る10月26日午前8時30分頃より、調査委員2名で現地を調査してまいりました。また、申請人については、遠方のため電話にて確認をしております。申請人、申請地、申請内容

については、議案書のとおりであります。

現地は、笠間駅より吉原方面に向かい、製陶ふくだの反対側の住宅地の中の一角にある山林化した場所です。現場は、草木に覆われ山林化して、農地としては認められないというところで見てまいりましたので、報告をいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページから11ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が3件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が3件となります。合計4筆、4,136平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書10ページから11ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

○6番（柳橋 泰君） 確認ですけれども、79と80の申請について、受人の方の経営面積が空欄なんですけど、これは新規就農の方ですか、その確認なんですけど。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時03分休憩

午後2時03分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 新規就農の方で、現在の畑に梅が植わっていて、その梅を引き継いで営農をしたいということでの新規就農となっております。

○議長（永田良夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、直ちにお諮りいたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、12ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が1件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が1件となります。合計5筆、4,707平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書12ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、審議が終了するまでの間、1番埴 博光委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時06分休憩

午後2時06分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

○6番（柳橋 泰君） すみません、確認です。

○議長（永田良夫君） 6番。

○6番（柳橋 泰君） これ、逆に教えてほしいんですが、96番の埴さんの件なんですけれども、これ渡人になって、そして転貸人が公社になって、そしてまた受人が埴さんに行くということで、これは何かの更新のためにこういった手続をしているんですか、そこがちょっと分からなくて、確認をするんですけど。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 大淵で今行われている土地改良事業の関係で、渡人と受人が同名でも中間管理権を設定するという事で聞いております。

○6番（柳橋 泰君） ちょっと特別な取扱いの例ということですか。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時07分休憩

午後2時11分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

それでは、1番埴 博光委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 2 時 1 2 分休憩

午後 2 時 1 2 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

**議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地
利用配分計画案の意見聴取について**

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。
議案書につきましては、13ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が 1 件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が 1 件となります。合計 1 筆、1,547平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書13ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。
お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 8 号は原案どおり決定されました。

報告第 1 号 農地法第 5 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第 1 号 農地法第 5 条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の4について、議席番号1番、10番委員より報告願います。

○10番（菅井 亘君） 番号4番について、調査の結果を報告いたします。

10月21日、指名調査委員2名で現地調査を行いました。なお、代理人については、電話にて確認を取っております。届出人、届出場所は議案書に記載のとおりでございます。

届出場所は、国道50号線才木交差点から北に6キロメートル入りますと、右側に大池田郵便局がございます。そこから100メートル先に丁字路交差点があり右折しますと、池野辺方面に入ります。右折して100メートルぐらいのところでございます。

工事の内容については、笠間地区の土地改良区域内に楽天モバイルの携帯電話無線の基地を1基建設する予定です。事前に笠間改良区と協議を図り、意見等、申請は完了しております。

また、この基地局の設備は、4メートル正方形のコンクリートの基礎で、高さが、建柱20メートルの電波塔を設置するという工事内容です。

事業計画については、使用目的以外には現地を使用しないと。また、隣接する農地、両側畑になっておりますので、被害がないように工事を施工するというところでございます。

なお、基地局は、池野辺に入る市道の隣接に設置しますので、実際は4メートルほど離れておりますけれども、割と交通量があるため、私のほうから、起重機等を使う場合は、誘導員等を配置して施工するように依頼をし、事業者も了解しております。

そういった工事計画も詳細に示されており、問題はないと見て参りました。以上、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5について、議席番号17番、18番委員より報告願います。

○18番（田山悦子君） 番号5につきまして、調査の結果を御報告いたします。

10月24日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出地につきましては、美原のセブンイレブンの交差点を南へ進み、友部歯科の先50メートルほどの道路を挟んだ両側になります。

本件は、茨城県が事業主体となつて行う経営体育成基盤整備事業友部中央地区における排水路工事のための仮設道路設置及び資材置場として使用するための一時転用でございます。転用予定期間は、令和5年11月1日から令和6年3月31日までとしております。

この事業におきましては、農地法第5条第1項第7号のその他農林水産省令で定める場合として、同法施行規則第53条第4号で定める土地改良事業であり、県知事の許可要件から除外された案件でございます。

現地の調査の結果、周辺は水田であります。問題はないものと見てまいりましたので、御報告いたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 農地法第5条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

議案書につきましては、15ページになります。

番号58は、当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号59は、地権者が自作するため、合意を解約するものです。

16ページになります。

番号60、61は、体調不良のため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第13、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御報告いたします。

議案書につきましては、17ページになります。

番号10は、水戸地方法務局から令和5年9月7日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和5年9月20日水曜日午前9時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、友部駅側から県道平友部停車場線を南方向へ進み、県道杉崎友部線との交差点から約140メートル進んだ川井自動車整備工場の手前の十字路を左折し、約300メートル進んだ左側にありました。現地の状況ですが、令和4年12月に農地法第5条の許可を受けており、共同住宅への上水道の給水管が埋設されている土地であったことから、水戸地方法

務局へは9月21日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第14、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の10について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号10番につきまして、調査結果を報告いたします。

10月28日、指名調査委員で現地調査を行いました。なお、代理人とは電話にて、調査内容について確認いたしました。

申請地は、国道355号線バイパスと県道上吉影岩間線との交差点から、堅倉方面に向かって100メートルぐらい行った左側の土地です。なお、この土地は再度、農地改良を行うものです。

届出事由は低地解消です。埋立て用の土は、笠間市内の建設発生土です。盛土の計画高は70センチメートルです。申請者の農地内の盛土なので、付近の農地への影響はありません。埋立て後の作付計画は、ブドウの栽培です。埋立て農地面積は3,540平方メートルで、埋立て方法は直接埋立てです。

以上の調査結果から、農地改良することは問題ないと判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第10回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時25分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

3 番 委 員

4 番 委 員